

平成二十九年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県手数料条例の一部を改正する条例	1
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	3
島根県県税条例の一部を改正する条例	4
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	4

第104号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 旅行業法で定める旅行サービス手配業の登録に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
旅行サービス手配業の登録を受けようとする者	14,800円

(2) 不動産特定共同事業法で定める小規模不動産特定共同事業の登録等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者	60,000円
イ 小規模不動産特定共同事業の登録の更新を受けようとする者	60,000円

(3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「賃貸住宅」という。）の登録を受けようとする者	
(ア) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が1戸のもの	6,000円
(イ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの	6,500円
(ウ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が5戸以上9戸以下のもの	8,000円
(エ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が	9,000円

10戸以上19戸以下のもの	
(オ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が	10,000円
20戸以上29戸以下のもの	
(カ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が	10,500円
30戸以上39戸以下のもの	
(キ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が	11,000円
40戸以上49戸以下のもの	
(ク) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が	12,000円
50戸以上99戸以下のもの	
(ケ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が	16,000円
100戸以上のもの	
イ 賃貸住宅の変更の登録を受けようとする者 (その変更が賃貸住宅の戸数の追加である場 合に限る。)	
(ア) 賃貸住宅の戸数の追加に係る変更の登録 を受けようとする賃貸住宅の戸数(以下 「追加に係る賃貸住宅の戸数」という。) が1戸以上4戸以下のもの	1,000円
(イ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が5戸以上9 戸以下のもの	3,000円
(ウ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が10戸以上19 戸以下のもの	4,000円
(エ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が20戸以上29 戸以下のもの	5,000円
(オ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が30戸以上39 戸以下のもの	5,500円
(カ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が40戸以上49 戸以下のもの	6,000円
(キ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が50戸以上99 戸以下のもの	7,000円
(ク) 追加に係る賃貸住宅の戸数が100戸以上 のもの	11,000円

(4) 旅行サービス手配業の登録を受けようとする者が、通訳案内士法及び

旅行業法の一部を改正する法律の施行前においても行うことができることとされた当該登録に係る申請を行う場合には、(1)の施行前においても、この条例による改正後の島根県手数料条例の規定の例により手数料を納付しなければならないこと。

3 施行期日

2の(4)については公布の日から、2の(3)については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、2の(2)については平成29年12月1日から、2の(1)については平成30年1月4日から施行する。

第105号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における事業の実施を税制面から支援するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

促進区域（主務大臣の同意を得た地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の対象となる区域をいう。）内において、承認地域経済牽引事業計画に従って、主務大臣の確認を受けた事業のための施設のうち総務省令で定めるものを設置した場合には、次に掲げる県税の課税を免除すること。

- (1) 当該施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対する不動産取得税
- (2) 当該施設の用に供する構築物の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

3 施行期日等

公布の日から施行し、基本計画の同意の日以後に施設を設置した場合に適用する。

第106号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

自動車保有関係手続のワンストップサービスを導入することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 自動車取得税について、納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により同法に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法の規定による登録の申請を行い、併せて島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により同条例に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合においては、現金により納付しなければならないこと。
- (2) 自動車税の納税者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により同法に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法の規定による登録の申請を行い、併せて島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により同条例に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合において、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収するものとする。
- (3) (2)に伴う課税地に係る規定の整理
- (4) 島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正
- (5) その他規定の整理

3 施行期日

平成30年1月1日から施行する。ただし、2の(5)については、公布の日から施行する。

第107号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

隠岐大峯山風力発電所の設備の一部を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要
発電所の最大出力の変更

名 称	改正前	改正後
隠岐大峯山風力発電所	1,800キロワット	1,200キロワット

3 施行期日
公布の日から施行する。